

FAQ(よくある質問)

Q1 すべての種類の保管金を電子納付できますか？

A1 民事執行事件の買受申出保証金及び売却代金については、電子納付ができません。

Q2 取扱額(納付額)の上限はありますか？

A2 電子納付には取扱額の上限はありません。ただし、金融機関によっては、インターネットバンキングやATM利用時の上限が設定されている場合があります(詳細は金融機関に御確認ください)。

そのため、保釈保証金のように、高額かつ緊急性のある保管金を納付する場合は御注意ください。

Q3 利用者登録は、どこの裁判所でできますか。

A3 全国の裁判所の本庁と出納官吏が設置されている支部、簡裁で手続きができます。

Q4 利用者登録コードの有効期限はありますか。

A4 有効期限はありませんが、登録から2年間の御利用がない場合は登録コードが抹消されてしまいますので御注意ください。

Q5 インターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATMは簡単に利用できますか。

A5 インターネットバンキングは、お取引されている金融機関との契約は必要となりますが、スマートフォンやパソコンから24時間365日、いつでも御利用いただけます。Pay-easy(ペイジー)対応のATMも、利用可能時間内であれば、いつでも御利用いただけます。ただし、金融機関によっては、休日・夜間の利用に時間外手数料がかかる場合がありますので御注意ください。

いずれのサービスにおいても、裁判所からお渡しした保管金提出書記載の「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力するだけで簡単に保管金を納付いただけます。

Q6 Pay-easy(ペイジー)とは何ですか？

A6 Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金、各種料金等の支払いを、パソコンやATM等から支払うことのできるサービスです。Pay-easy(ペイジー)マークのある納付書、請求書の支払い等に利用できます。

裁判所の保管金もPay-easy(ペイジー)による電子納付ができます。

Q7 Pay-easy(ペイジー)の使い方は？

A7 Pay-easy(ペイジー)に関する詳細は、<http://www.pay-easy.jp/> で御確認ください。

Q8 保管金(残金)の還付先として指定する口座に制限はありますか。

A8 保管金を提出するご本人名義の口座を指定していただく必要があります。家族を含む他人名義の口座を指定することはできません。

Q9 保管金が還付される際、裁判所からの連絡はありますか。

A9 利用者登録申請時に登録された住所に、事件番号や還付金額等を記載した「保管金振込通知書」をお送りします。